

ふるさと田辺応援寄附金返礼品募集 Q&A

Q1. どのような品物でも返礼品として登録できますか。

- A. 募集要項内の、返礼品要件を満たす必要があります。また、「田辺市の魅力を発信するとともに地域産業の振興等につながる要素を持つものであり、寄附者へのお礼の品として相応の品であること。」としているように、地域の魅力や地域独自のブランド等の発信、振興等の要素を持ち、田辺市からのお礼として送付するに相応と想定される品を返礼品として登録します。

(例) 田辺市の特産品である南高梅の中でも、等級Aに準ずる梅を使用した加工品など。

Q2. 地場産品基準とはなにか。

- A. 総務省の告示により、地方団体が提供する返礼品等は、以下の各号のいずれかに該当する必要があります。

- 1…当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
 - 2…当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - 3…当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
 - 3（熟成肉）…地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したものの。
 - 3（精米）…地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したものの。
 - 4…返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - 5…地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
 - 6…前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
 - 7…当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
 - 7の2…当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
 - 8イ…市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものであること。
 - 8ロ…都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするものであること。
 - 8ハ…都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするものであること。
 - 9…震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
- ~~~~~
- 99…前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。
(告示第5条柱書き) (例: ○○pay商品券、△△Pay)

Q3. 「田辺市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。」とは。

- A. 当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであるということ等で判断されます。

(例) 認められない例

市内で生産された果物を約1割使用した、市外製造のスイーツ

認められる例

原材料の柑橘のうち9割以上を市内で生産された柑橘を使用したスイーツ

Q4. 「田辺市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。」とは。

A. 当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであるということ等で判断されます。

(例) 認められない例

市内事業者が単にカット、パッケージしている市外で生産されたフルーツ

認められる例

市内事業者が、市外で生産された原材料を使用し、市内で加工、品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの

Q5. 田辺市内の事業所で使用可能な宿泊券、お食事券などの登録は可能か。

A. 商品券等の金券についても地場産品基準に適合する必要があります。また、転売防止対策などを講じていただく必要もあります。ただし、田辺市外でも使用できる金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー等）、地場産品基準に該当しない資産性の高いもの（電子機器、貴金属、ゴルフ用品など）は対象外となります。

Q6. 田辺市産の原材料を使用した商品、田辺市内で製造、加工された商品を返礼品として取扱う田辺市外の事業者の応募は可能か。

A. 田辺市の産品を扱われていても田辺市外の業者様におきましては、出品いただくことができませんので、ご了承ください。

Q7. 返礼品提供事業者から支払う手数料などは必要なのか。

A. 提供事業者に負担していただく手数料や登録料等はありません。

Q8. 登録後、継続して掲載する場合、毎年申請が必要になるのか。

A. 一度登録いただきました返礼品については、トラブルや地場産品基準による取消などが行われない限り翌年度も継続して掲載させていただきます。

Q9. 登録はいつ行うことができますか。

A. 返礼品登録は通年可能です。また、登録後の返礼品追加も随時行います。ただし、11月以降に申し込まれた場合、ポータルサイトへの掲載は、国の審査終了後（概ね3~4ヶ月後）となりますので、あらかじめご了承ください。

Q10. 寄附者に自社のパンフレットや広告等を送付してもよいか。

A. 寄附者情報を自社のパンフレットや広告等の送付に使用することはできません。返礼品発送の際に限り、返礼品提供事業者のパンフレットや商品案内を同封することは可能です。

Q11. 返礼品は何商品まで登録可能か。

A. 1事業者あたりの登録商品数の制限は設けていませんが、全体のバランスを考慮し制限を行う場合もございますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】

田辺市役所たなべ営業室

電話：0739-33-7714 mail：tanabe.eigyou@city.tanabe.lg.jp